

1 5 審査請求の処理状況

| No. | 実施機関 | 請求区分 | 請求内容 | 決定内容 | 諮問日 諮問番号 | 答申日 答申番号 | 答申結果 |
|-----|------|------|---|----------------|----------------------|---------------------|-------------------|
| 1 | 区長 | 情報公開 | 「新宿区で生活保護の住宅扶助を受けている単身者に関するデータ、それが推計可能なデータ（年齢別、家賃・間代別、地域別）に関して新宿区が作成または取得した文書。厚生労働省にアップロードまたはダウンロードしているデータ。新宿区が厚生労働省に提出した被保護者調査年次調査の個別項目についての直近CSVデータ」とする公文書公開請求 | 部分公開決定に対する取消決定 | R1. 12. 20 R1 第3号 | R2. 8. 31 R2 第1号 | 部分公開決定を取り消したことは妥当 |
| 2 | 区長 | 個人情報 | <p>① 「保健予防課がH28. 4. 14に感染症法に基づき発行（勧告）した19条1項の勧告理由となる「認められるため」が確認できる塗抹検査陽性（+）の検査（結果）記録記録」に関する自己情報開示請求</p> <p>② 「保健予防課がH28. 4. 14に感染症法に基づき発行（勧告）した20条1項の勧告理由となる「認められるため」が確認できる19条勧告の入院期間（72H、H28. 4. 14～17）中の塗抹検査陽性（+）の検査（結果）記録記録」に関する自己情報開示請求</p> <p>③ 保健予防課のH28. 4. 14に発行された感染症法18条1項の通知に必要なH28. 4. 14に医療機関から届出された12条1項の「結核発生届」に関する自己情報開示請求</p> | 非開示 | R2. 3. 24 R1 第4号 | R2. 8. 31 R2 第2号 | 非開示決定は妥当 |

| No. | 実施機関 | 請求区分 | 請求内容 | 決定内容 | 諮問日 諮問番号 | 答申日 答申番号 | 答申結果 |
|-----|------|------|--|------|-----------------------|-----------------------|----------|
| 3 | 区長 | 情報公開 | <p>公文書の名称又は公文書を特定するに足る具体的な内容を次のとおりとする公文書公開請求</p> <p>○ 以下の全ての条件をみたす公債権が記載されている、委託保育費を管理する債権管理台帳の頁。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託保育費に関する公債権のうち、収入未済額があり、延滞金が課されていないもの。 ・ 2018 年末時点で 5 万円以上の収入未済額がある公債権。それが難しければ、2018 年度末時点で 10 万円以上の収入未済額がある公債権。 ・ 上記を満たす公債権のうち、債権管理台帳で管理されている順番に基づいた最初の 5 件と最後の 5 件。 <p>一 委託保育費と保育所保育料負担金の債権管理台帳が、同一であれば合計 10 件分、異なれば合計 20 分となる。</p> <p>一 債権管理台帳の記載項目のうち、住所、氏名、保育園名は秘匿処理でかまわない。その下で、それ以外の項目（金額や日付等）は秘匿処理が不要と認識している。</p> <p>○保育所保育料負担金を管理する債権管理台帳についても同様の頁。</p> | 非公開 | R2. 3. 23 R1 第 5 号 | R2. 8. 31 R2 第 3 号 | 非公開決定は妥当 |

| No. | 実施機関 | 請求区分 | 請求内容 | 決定内容 | 諮問日 諮問番号 | 答申日 答申番号 | 答申結果 |
|-----|------|------|--|------|------------------|------------------|--------------------------|
| 4 | 区長 | 個人情報 | <p>① 「平成30年4月に請求人に対して行った、平成30年4月～8月の保育料決定時に用いた保育料算定表の各欄記載の金額の計算過程および計算根拠が分かる公文書」とする自己情報開示請求</p> <p>② 平成30年9月に請求人に対して行った、平成30年9月～平成31年3月の保育料決定時に用いた保育料算定表の各欄記載の金額の計算過程および計算根拠が分かる公文書」とする自己情報開示請求</p> <p>③ 平成31年4月16日(4/16送付文)に請求人に対して行った、平成31年4月～令和元年8月の保育料決定時に用いた保育料算定表の各欄記載の金額の計算過程および計算根拠が分かる公文書」とする自己情報開示請求</p> <p>④ 平成31年4月18日に請求人に対して行った、平成30年4月～8月の保育料決定時に用いた保育料算定表の各欄記載の金額の計算過程および計算根拠が分かる公文書」とする自己情報開示請求</p> <p>⑤ 平成31年4月18日に請求人に対して行った、平成30年9月～平成31年3月の保育料決定時に用いた保育料算定表の各欄記載の金額の計算過程および計算根拠が分かる公文書」とする自己情報開示請求</p> <p>⑥ 平成31年4月16日(4/18送付文)に請求人に対して行った、平成31年4月～令和元年8月の保育料決定時に用いた保育料算定表の各欄記載の金額の計算過程および計算根拠が分かる公文書」とする自己情報開示請求</p> | 非開示 | R2.3.23 R1第6号 | R2.8.31 R2第4号 | 部分開示に対する審査請求は一部について認められる |